

別表1 はたけまるごと活用産地形成事業費補助金の交付対象となる事業及び経費

事業内容	対象となる経費
知事の認定を受けた「はたけまるごと活用産地計画」に基づく事業実施に必要な体制整備費	<p>産地計画の目標達成に必要な、下記に該当する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培管理及び収穫物の選別・調製・集出荷、鮮度保持に必要な機械及び施設</li> <li>・生産物の洗浄、加工及び包装等の効率化に必要な機械及び施設</li> <li>・収穫物の管理・流通の合理化及び効率化に必要な機械、システム</li> <li>・暗渠設置費、土壌改良費（面積拡大分に限る）</li> <li>・その他知事が必要かつ適切と認める経費</li> </ul> <p>※土地の取得経費及び造成経費は対象外。          ※一式の購入額が10万円未満の物は対象外。          ※施設・機械の単純更新及び補修は対象外。          ※加工や貯蔵等に要する施設整備や機器導入を行う場合は、産地計画の目標年度において、当該施設及び機器で処理・保管される生産物の半分以上が県産品となる計画であること。          ※生産管理用ハウス、環境制御装置、及びこれらの付帯設備は補助対象外とするが、種苗の増殖等、露地園芸産地の形成を目的とした用途である場合に限り、補助対象とする。</p>

※消費税及び地方消費税は対象外とする。

別表2 はたけまるごと活用産地形成事業費補助金の補助率及び補助限度額

経費区分	補助率	年度当たりの補助限度額
体制整備費	2分の1以内	グループ当たり30,000千円